|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **特定事業等に係る環境保全手続確認票** | | | | | | | | | |
| **事業名** | |  | | | | | | | |
| * **特定事業計画協議** * **大規模土地利用行為に係る事前協議** * **その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）** | | | | **届出者** | |  | | | |
| **担当者** | |  | **連絡先**  **（電話番号）** | |  |
| 岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手続及び実施に関する条例に定める特定事業計画協議申出書の提出及び開発行為許可申請の環境保全課意見照会に当たっては、本確認票を添付してください。  また、岡崎市土地利用基本条例に定める大規模土地利用行為及び砂防指定地内行為の実施に当たっては、本確認票を参考に適正に手続をしてください。  【注　県条例：県民の生活環境の保全等に関する条例　市条例：岡崎市生活環境保全条例　組織法：特定工場における公害防止組織の整備に関する法律】 | | | | | | | | | |
| № | 分類 | 対象 | 要件 | | 調査内容 | | | 回答 | |
| 1 | 全て | | | | 公害防止対策には万全を期し、規制基準等を遵守すること。 | | | □遵守します | |
| 2 | 土壌 | 土地の改変  ※都市計画法の「土地の区画形質の変更」とは根拠法令・解釈が異なります。 | 3,000㎡以上（実際に改変を行う面積）の土地の改変を伴う場合 | | 着工前に、当該土地における履歴調査を行い、県条例に基づく報告書を提出すること。（県条例第39条の２） | | | □提出します □該当しません | |
| 3 | 着工の30日前までに、土壌汚染対策法に基づく届出をすること。（土壌汚染対策法第4条） | | | □提出します □該当しません | |
| 4 | 建物又は工作物の除却時 | 有害物質使用特定施設の設置者であり、かつ、100㎡以上の建築物、工作物を除却する場合 | | 除却した日から120日以内に「土壌汚染等調査結果報告書」を提出すること。（市条例第18条） | | | □提出します □該当しません | |
| 5 | 騒音 振動 | 建設工事 | 工事に関する騒音・振動について、重機等を使用する場合 | | 工事開始日の中７日前までに、工事元請業者から「特定建設作業実施届出書」を提出すること(当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合を除く。)。また、特定建設作業は、原則日曜日その他の休日には行わないこと。（騒音規制法第14条・振動規制法第14条・県条例第46条） | | | □提出します □該当しません | |
| 6 | 騒音 振動 大気 | 全て | | 工事に関する騒音、振動及び粉じん対策を講じ、周辺の生活環境に対し配慮すること。 | | | □配慮します □該当しません | |
| 7 | 水質 | 土地の掘削等を行う場合 | | 土砂の流出及び水質汚濁を防止すること。（市条例第11条） | | | □防止します  □該当しません | |
| 8 | 大気 | 解体・改修工事 | 建築物等を解体等する場合 | | アスベスト使用の有無について調査を行い、使用されている場合は、作業開始日の14日前までに、工事発注者から「特定粉じん排出等作業実施届出書」を提出すること。また、調査の結果等を解体等工事の場所へ掲示すること。（大気汚染防止法第18条） | | | □提出します □該当しません | |
| 9 | 届出 | 各種施設の設置 冷凍機（エアコン）・送風機は注意 | | | 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法及び県条例等に規定される施設を設置又は変更等をする場合は、各法令に基づく届出をすること。 | | | □提出します □該当しません | |
| 10 | 駐車場 | 駐車場の設置 | 500㎡以上の駐車場の設置（県条例） 500㎡未満の事業の用に供する駐車場の設置（市条例） | | 駐車場を設置、管理する場合は、看板、書面等により駐車場利用者に対し、アイドリング・ストップすべきことを周知し、騒音等を防止するための措置を講ずること。（県条例第78条・市条例第29条） | | | □措置を講じます □該当しません | |
| **№11以降の調査票裏面にもご記入ください。**　　　　　　　　　　　　令和３年９月版 | | | | | | | | | |
| 11 | 油水 分離槽 | 食料品製造業、 自動車整備業、 機械器具製造業 | 油を排出するおそれがある場合 | | 油水分離槽を設置し、維持管理を適切に行うこと。（市条例第13条） | | | □油水分離槽を設置、管理します □該当しません | |
| 12 | 電波 | ５階以上の建築物または15ｍ以上の建築物 | | | 電波障害対策については、万全を期すこと。 | | | □万全を期します □該当しません | |
| 13 | 協定 | ばい煙発生施設工場（組織法第２条第１号） 汚水等排出施設工場（組織法第２条第２号） 騒音発生施設（組織法施行令第４条） 振動発生施設（組織法施行令第５条の２） | | | 公害等の防止、地球温暖化の防止、環境美化等に関する事項について協定の締結をすること。（市条例第2４条） | | | □締結します □該当しません | |
| 14 | 廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更  廃棄物の積替保管施設 汚染土壌処理施設の設置  （特定事業手続条例第11条） | | |
| 15 | 工場立地法第６条の規定による届出をすべき特定工場 | | |
| 16 | 都市計画法第34条第10号又は岡崎市開発行為の許可等に関する条例第30条第２項に規定する開発行為に伴い建設される工場等 | | |
| 17 | 事業活動における燃料並びに他人から供給された熱及び電気の年度の使用量をそれぞれエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第４条各項の規定の例により原油の数量に換算し合算した量が1,500キロリットル以上である工場等 | | |
| 18 | 温室効果ガスである物質の排出量の合計量について、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第５条第10号から第16号までのいずれかの例に該当する工場等 | | |
| 19 | 愛知県企業庁が造成した工場団地に存する工場等 | | |
| 20 | PRTR | 化学物質を取扱う事業所 | | | 化管法及び県条例の届出要件を満たす事業所は各法令に基づき届出をすること | | | □提出します □該当しません | |
| 21 | その他 | 大規模小売店で入居店舗が未定の場合 | | | 入居店舗によっては各法令に基づき届出が必要なため入居店舗が決定次第、当課と協議すること。 | | | □協議します □該当しません | |
| 22 | ・特定荷主（荷主等のうち、資本金の額等が３億円を超え、かつ、対策地域内に建物の延べ面積が１万平方メートルを超える事業所、又は敷地面積が３万平方メートルを超える事業所） ・特定旅行業者（旅行業法施行規則第１条の２第１号に規定する１種旅行業務） | | | 毎年度６月30日までに措置等報告書を提出すること。（貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱第７） | | | □提出します □該当しません | |
| 23 | 風力発電施設を設置する場合 | | | 「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」を参考に、風力発電施設から発生する騒音等について生活環境に配慮すること。 | | | □配慮します □該当しません | |
| 24 | 太陽光発電施設を設置する場合 | | | パワーコンディショナーは騒音を発生する可能性があるため、近隣の住宅等の状況を考慮し、生活環境に配慮して設置すること。 | | | □配慮します □該当しません | |
| **不明な点や該当・非該当に疑義がある場合は下記までお問い合わせください。**  **（問合せ先）　岡崎市役所環境保全課環境保全係**  **（TEL0564-23-6194・E-mail　kankyohozen@city.okazaki.lg.jp）** | | | | | | | | | |